

土地改良施設管理基準
- 排水機場編 - の改定について

平成19年3月

目次

．土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定について	
1．背景及び改定の必要性	・・・P.1
2．土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定における 現在までの検討経緯	・・・P.2
．土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要検討項目（案）について	
1．洪水時等の運転管理や管理体制について	・・・P.3
2．施設の保全管理について	・・・P.3
3．環境との調和への配慮について	・・・P.3
4．「基準書」と「技術書」に再編について	・・・P.3
．土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の検討スケジュールについて	
1．今後の検討の進め方（案）	・・・P.4
2．土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の検討スケジュール表（案）	・・・P.5

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定について

1. 背景及び改定の必要性

土地改良施設管理基準は、国営土地改良事業によって造成された施設の管理全般について、遵守すべき一般的な事項を定めるものであり、排水機場編については平成 8 年に制定され、現在に至っている。

制定後、以下のような社会的情勢等の変化や排水機場管理に関する技術的進展等が見られることから、これらを排水機場管理基準に的確に反映させる必要がある。

- (1) 近年の大雨、短時間強雨の増加傾向や農村の都市化・混住化の進展等による流出形態の変化等に対応するため、より適切な排水管理が求められること

- (2) 農業水利ストックが増大するとともに、施設の老朽化が進展するなか、限られた予算で効率的に施設の機能を維持するため、より効率的な施設機能の維持、保全が必要となっていること

- (3) 環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の改正(平成 13 年)及び関連基準である計画基準「排水」、設計基準「ポンプ場」における規定等を踏まえて、排水機場の管理段階においても環境との調和に配慮する必要があること

2. 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - 改定検討委員会における検討経緯

現行排水機場管理基準の改定作業を目的として、平成17年度に「土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - 改定検討委員会」を設け、改定案の検討を行っている。

(1) 改定検討委員会の構成

委員長	豊田 勝	新潟大学名誉教授
委員	鈴木 康夫	(独)水資源機構 総合技術推進室 次長
	西出 定雄	(社)農業土木機械化協会 技術顧問
	増本 隆夫	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 農地・水資源部 水文水資源研究室長
	渡邊 利通	新潟振興局 巻支局 農村振興部 部長

(2) 委員会の開催経緯

(平成 8年 3月29日	土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - 制定)
平成17年 7月22日	第1回検討委員会
平成17年 9月30日	第2回検討委員会及び現地調査
平成17年11月 8日	第3回検討委員会
平成18年 3月 3日	第4回検討委員会
平成18年 8月22日	第5回検討委員会
平成18年11月 8日	第6回検討委員会及び現地調査
平成19年 3月13日	第7回検討委員会

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要改定項目（案）

1. 洪水時の運転管理や管理体制の記述を充実

近年の大雨、短時間強雨の増加傾向及び都市化、混住化による流出形態の変化から、気象情報に基づく出水状況の予測や過去の経験を踏まえた平常時運転から洪水時運転への適切な移行、大雨等に伴う排水機場内への浸水防止対策等を適切に行うための体制の整備等について記述を充実する。

2. 施設の保安全管理について記述を充実

排水機場は、必要な時に確実な排水運転ができるよう故障等を未然に防止するため、使用時間を根拠とした保全方式を基本としているが、各機場の実態に即し、施設の長寿命化や保全コストの低減を図るため、設備の診断を行って設備の状態に基づいて保安全管理する方式等について記述を充実する。

3. 環境との調和への配慮の追加

土地改良法の改正(H13)や関連する計画設計基準の環境との調和への配慮の規定を踏まえ、排水機場の管理における基本事項に規定するとともに、都市化・混住化に伴う騒音振動対策や機場建屋及び施設周辺の景観との調和など造成事業の計画設計施工時における配慮事項のモニタリングの実施や整備補修の工事施工時における環境配慮について技術書に記述する。

4. 「基準書」と「技術書」に再編整備

現行基準の事務次官通知（基準本文）及び構造改善局長通知（解説）において、基本的、規範的事項と事例などの参考となる事項が混在している。管理基準において、基本的、規範的事項と管理に求められる柔軟性、選択性などを両立して確保するため、現行基準を、基本的、規範的事項を記載した「基準書」と各施設の現場条件などによって選択性のある事項や一般的な技術解説などを記載する「技術書」に再編する。

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の検討スケジュール について

1. 検討の進め方

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定については、平成19年3月27日に予定されている食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会の開催にあわせて食料・農業・農村政策審議会に諮問し、平成19年度に技術小委員会で調査審議を行っていただき、その結果を基に農業農村整備部会で審議の上、平成19年度末に食料・農業・農村政策審議会より答申をいただくことを予定している。その後、平成20年度中に改定基準を施行する予定で作業を進めていくこととしたい。

なお、検討の過程において、農林水産省のホームページ等で、基準本文の改定案について「一般からの意見・情報の募集」を行うことを予定している。

2. 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定スケジュール (案)

事 項		平成 17 年度			平成 18 年度					平成 19 年度				平成 20 年度
		4~9 月	10~12 月	1~3 月	4~9 月	10~12 月	1 月	2 月	3 月	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	
食料・農業・農村政策審議会	農業農村整備部会における検討								検討審議 (諮問)				検討審議 (答申)	
	同上技術小委員会における検討								事前説明			調査審議	調査審議	
意見・情報の募集 (パブリックコメント)												< = > 11 月頃		
管理基準の制定														
(参考) 土地改良管理基準 排水機場編改定検討委員会		第 1 回 第 2 回 現地調査	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回 現地調査			第 7 回		第 8 回		第 9 回	